平成２１年（フ）第１６１９号
京都府宇治市大久保町旦椋　50番地の１　府営西大久保団地25棟205号
債務者　村上小百合
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６２０号
京都市南区上鳥羽苗代町21番地　東和ハイツ本館302号室
債務者　高村亜友美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４９号
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地８―506号
債務者　加藤　雅則
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６８０号
京都市南区西九条菅田町27番地２　菅田町団地706号
債務者　河原畑勝美
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０４号
京都市南区東九条南松ノ木町１番地１　松ノ木町団地２棟301号
債務者　遠藤　富加
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０７号
京都市伏見区深草北鍵屋町988番地　深草鍵屋団地２棟502号
債務者　浅田ダクトこと　浅田　仁行
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１５号
京都市中京区壬生西土居ノ内町25番地
債務者　小堀　智美（旧姓竹岡）
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７３１号
京都市左京区田中上柳町78番地　石黒菊江方
債務者　石黒泰子こと新川こと　朴　　順粉
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５１号
京都市上京区下長者町通堀川東入紹巴町24番地３　オーシャンボックスビル２Ｆ
債務者　髪正こと　吉田　正治
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７５４号
京都府宇治市六地蔵町並31番地　グランディールヤマダ303号
債務者　藤吉　正勝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８５号
京都市伏見区羽束師菱川町661―13、住民票上の住所京都市西京区桂徳大寺東町89番地
債務者　成田　道子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
広島県竹原市吉名町4962番地６
債務者　スタンド　ベルこと　小島加代子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２０２号
広島県呉市阿賀中央３丁目12番１号
債務者　谷村　美和
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２０５号
広島県呉市音戸町先奥１丁目２番22号
債務者　濱下　盛二
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２３３号
徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の東13番地９
債務者　新定　光雄
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６０号
宮崎市和知川原１丁目78番地１　桜ハイツＡ棟１－３号
債務者　冨田　和博
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０４号
岩手県花巻市若葉町２丁目６番１号
債務者　南部紀久子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部